

令和8年度 特別教育等講習一覧 (大川支部)

※事業者は、厚生労働省令で定める危険又は有害な業務に労働者をつかせるときは、その業務に関する安全又は衛生のための特別教育を行わなければなりません
 また、職長、その他の作業中の労働者を直接指導・監督する者に対しては、所定の教育を実施することが義務付けられています(労働安全衛生法第59条第3項、第60条)口
 ※所定の教育で正しい知識を身に付け、正しい作業行動をとることができるようになることが労働災害防止の第一歩です 口

(テキスト代は年度途中に改定する場合があります)

講習名	関係法令規則等	実施日	受講料	テキスト代	実施場所	特別教育等を必要とする業務・教育対象者・教育内容等
新入者労務安全衛生教育出張講習【帝國製菓株】 新入者労務安全衛生教育	法第59条 則第35条	4月9日 4月16日	会 員 6,600円 非会 員 9,900円	968円	帝國製菓株 高松	労働者を雇い入れた時、その従事する業務に関する安全衛生教育(新たに社会人となった方)又は転職して新たに入社した方
職長等教育(2日コース)	法第60条 令第19条 則第40条	6月9~10日 4月23~24日 11月16~17日	会 員 9,900円 非会 員 14,850円	1,100円	大川 高松 高松	建設業、製造業等で、新たに職務に就くこととなった職長・労働者を直接指導又は監督する班長、現場監督等の立場の方(作業主任者を除く)【令和5年4月1日から「食料品製造業」、「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」が、職長等教育の対象業種になりました。】
職長・安全衛生責任者教育	法第16条 則第19条 関連通達	6月9~10日 7月22~23日 R9 1月25~26日	会 員 12,100円 非会 員 17,050円	2,090円	大川 高松 高松	職長教育及び建設業、造船業で、統括安全衛生責任者を選任すべき事業者(元方事業者)以外の請負人で、統括安全衛生責任者との連絡・調整等を行う安全衛生責任者に対する安全衛生教育
職長等能力向上教育(職長等再教育)のみ受講	法第16条 則第19条 関連通達	製造業向け 7月3日	会 員 6,600円 非会 員 9,900円	1,100円	高松	職長等教育の修了者で、概ね5年を経過した方又は機械設備等に大幅な変更があった時に受ける再教育(「職長等教育修了書」の写しを申込書に添付して申し込んで下さい。)
職長等能力向上教育+安全衛生責任者教育を受講	法第16条 則第19条 関連通達	製造業向け 7月3日	会 員 7,700円 非会 員 11,550円	2,090円	高松	職長等教育の修了者で、概ね5年を経過した方又は機械設備等に大幅な変更があった時に受ける再教育及び安全衛生責任者教育を終了していない方が、受ける安全衛生教育(「職長等教育修了書」の写しを申込書に添付して申し込んで下さい。)
職長等能力向上教育(職長等再教育)のみ受講	法第16条 則第19条 関連通達	製造業向け 12月11日	会 員 6,600円 非会 員 9,900円	1,100円	高松	職長等教育の修了者で、概ね5年を経過した方又は機械設備等に大幅な変更があった時に受ける再教育(「職長等教育修了書」の写しを申込書に添付して申し込んで下さい。)
職長等能力向上教育+安全衛生責任者能力向上教育を受講	法第16条 則第19条 関連通達	製造業向け 12月11日	会 員 7,150円 非会 員 10,780円	1,100円	高松	職長及び安全衛生責任者教育の修了者で、概ね5年を経過した方又は機械設備等に大幅な変更があった時に受ける再教育(「職長及び安全衛生責任者教育修了書」の写しを申込書に添付して申し込んで下さい。)
職長等能力向上教育(職長等再教育)のみ受講	法第16条 則第19条 関連通達	建設業向け 10月26日	会 員 6,600円 非会 員 9,900円	1,320円	高松	職長等教育の修了者で、概ね5年を経過した方又は機械設備等に大幅な変更があった時に受ける再教育(「職長等教育修了書」の写しを申込書に添付して申し込んで下さい。)
職長等能力向上教育+安全衛生責任者能力向上教育を受講	法第16条 則第19条 関連通達	建設業向け 10月26日	会 員 7,150円 非会 員 10,780円	1,320円	高松	職長及び安全衛生責任者教育の修了者で、概ね5年を経過した方又は機械設備等に大幅な変更があった時に受ける再教育(「職長及び安全衛生責任者教育修了書」の写しを申込書に添付して申し込んで下さい。)
フルハーネス型墜落制止用器具特別教育	法第59条 則第36条 (第41号)	5月19日 7月24日 9月18日 12月4日 R9 1月5日 R9 3月3日	会 員 7,700円 非会 員 12,100円	1,100円	高松	高さが2m以上の箇所で作業床を設けることが困難な所において、フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業につく方
酸素欠乏等危険作業特別教育	法第59条 則第36条 (第26号)	5月13日	会 員 6,600円 非会 員 9,900円	1,540円	高松	マンホール、タンク内部等の酸素欠乏危険場所における作業に係る業務(労働安全衛生法施行令別表6に掲げる作業)
粉じん作業特別教育	法第59条 則第36条 (第29号)	8月17日	会 員 5,500円 非会 員 8,800円	880円	高松	岩石、鉱物の動力による裁断、彫り、仕上げ作業、研磨材を用いて金属等を研磨、裁断する作業等に係る業務
低圧電気取扱業務特別教育/ 学科と開閉器の操作業務のみを行う 方の1時間の実技のみ実施	法第59条 則第36条 (第4号)	5月29日 8月24日 11月20日 R9 3月9日	会 員 7,700円 非会 員 11,550円	990円	高松	低圧(直流750V以下、交流600V以下)の充電回路又は充電電炉の支持物の敷設、点検、修理、もしくは操作等の業務(低圧の充電電炉の敷設若しくは修理の業務を行う方の実技7時間はありませんので、各事業所の責任の下、講師による対面で7時間以上の実技を必ず行ってください)
高圧・特別高圧電気取扱業務 に係る特別教育/学科と充電電 炉の操作業務のみを行う方の1時 間の実技のみ実施(2日コース)	法第59条 則第36条 (第4号)	6月22日~23日 12月15日~16日	会 員 9,900円 非会 員 14,850円	1,540円	高松	高圧(直流750Vを超、交流600V超)もしくは特別高圧(7000V超)の充電回路又は当該充電回路の支持物の敷設、点検、修理又は操作等高压機器取扱の業務(活線作業及び活線近接作業を行う方の実技15時間はありませんので、各事業所の責任の下、講師による対面で15時間以上の実技を必ず行ってください)
自由研削といしの取替え等の 業務に係る特別教育 (実技あり)	法第59条 則第36条 (第1号)	5月15日 8月28日 11月4日 R9 2月24日	会 員 6,600円 非会 員 9,900円	1,430円	高松	携帯用グラインダー・卓上グラインダー等自由研削用といしの取替え又は取替え時の試運転の業務
危険予知訓練(KYT)		6月30日 7月10日 R9 2月4日	会 員 7,700円 非会 員 11,550円	825円	大川 高松 高松	イラストシート等を使って職場や作業に潜む危険を発見・把握・解決していく手法を学び、危険感受性を高め、問題解決能力を向上させ、実践への意欲を高めることをねらった教育訓練
足場の組立て等の業務に係る 特別教育	法第59条 則第36条 (第39号)	5月12日	会 員 6,600円 非会 員 9,900円	880円	高松	足場の組立て、解体又は変更の作業に従事している方
電気工事作業指揮者安全教育		7月17日 R9 1月15日	会 員 6,600円 非会 員 9,900円	1,210円	高松	電気工事作業指揮者として選任された方又は新たに選任される予定の方
動力プレスの金型等の取付け 取外し又は調整の業務に係る 特別教育(学科のみ)	法第59条 則第36条 (第2号)	11月24日	会 員 7,700円 非会 員 11,550円	1,210円	高松	動力によるプレス機械の金型等の取り付け、取り外し又は調整の作業につく方、シャワーによる作業につく方【学科のみとなりますので、各事業所の責任の下、講師による対面で2時間以上の実技を必ず行ってください】
巻上げ機(ウインチ)運転特 別教育(実技あり)	法第59条 則第36条 (第11号)	学科と実技を受講 9/24~25 実技のみを受講 9/25	会 員 11,000円 実技 4,400円 非会 員 16,500円 実技 6,600円	1,375円	高松	車載専用キャリアカーの車両の積み下ろし、工場や建設現場で資材等の上げ下ろし、船の荷役設備(ランプウエー)など、巻上げ機(ウインチ)の運転業務につく方【1日目は学科6時間、2日目は実技4時間の2日コースとなります。】※なお、過去に学課を修了済みで実技のみを受講希望する方は「学科の修了証」の写しを申込書に添付して申し込んで下さい
玉掛け技能講習	法第61条 令第20条 ク則第221条	(学科) 10月27~28日 (実技) 10月29日	24,200円	1,705円	大川 高松	制限荷重が1t以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1t以上のクレーン、デリック、移動式クレーンの玉掛けの業務

※ テールゲートリフターの操作業務に係る特別教育については高松支部のご案内をご覧ください。令和6年2月1日より施行している法改正による特別教育です。

※ 実施場所 高松は 香川労働基準会館(高松市郷東町436-3) 大川は ひとの駅さんぽまつ(東かがわ市三本松1172-1)
 ※ 玉掛けは <学科> 長尾公民館(さぬき市長尾東888番地51) <実技> 日本クレーン協会香川支部実技講習会場(高松市郷東町436-3)
 ※ 4月9日 開催の新入社労務安全衛生教育は出張講習のため一般参加は受付できません。
 ※ 出張講習も致します。ご相談、お問い合わせは右記までご連絡下さい。 (一社)香川労働基準協会 大川支部 TEL 0879-26-3220